

令和6年度 村上市立岩船中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」における定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

(注2) 「一定の人間関係のあるもの」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりするなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

平成18年度「生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義（文部科学省）

(注6) SNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童生徒等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の責務)

いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識、思いやりの心、正義感等を養うための指導に努めるため、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりを行う。さらには、その保護する生徒がいじめを受けた場合は、適切に生徒をいじめから保護する。

また、保護者は、新潟県、村上市、村上市教育委員会及び岩船中学校が講ずるいじめ等の対策に協力する。

(生徒の役割)

生徒は自分のことを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重しなければならない。また、SNS等で送信される情報の危険性と使い方によってはいじめにつながることを理解し、いじめ等をしているところを見たり、いじめかも知れないと判断したりした時は、見過ごさないで先生や保護者に相談する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

- ア 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・いじめ見逃しゼロスクール集会等を実施する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置
いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当
特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー
(必要に応じて警察等の外部の専門家)

< 活 動 >

- ① いじめの早期発見のための情報の収集、相談に関する事。
- (アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止のための取組の計画、実行、評価、修正に関する事。
- ③ いじめ事案に対する対応に関する事。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める事。

< 開 催 >

月 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ 生徒指導部会の設置

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

< 活 動 >

- ① いじめを含む生徒指導に関する情報交換と共有
- ② 生徒指導に関する事案への対応

< 開 催 >

週 1 回を定例会 (時間割に位置づける) とし、必要により緊急開催とする。

(3) いじめ防止のための取組

- ア 様々な教育活動の機会をとおり、生徒の社会性 (自己有用感、規範意識、人間関係づくりの能力、困難に対して他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度) を育てる。
- イ 「分かる授業」 「認め合う集団育成」 を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。
- ウ 「いじめ防止学習プログラム」 「中 1 ギャップ解消プログラム」 の自校プランの確実なる実施と改善を進める。
- エ 人権教育、同和教育、道徳教育を充実させ、生徒の人権感覚を高める。
- オ 生徒会活動を中心とした生徒主体のいじめ防止のための活動を推進する。
- カ 挨拶運動や親子作業、地域ボランティア活動等を実施し、地域、保護者とともがいじめ防止に取り組む。
- キ 人権教育、同和教育に関する研修会等を実施し、職員の人権感覚を高める。
- ク いじめ防止に関する研修会等を実施し、認識の共有と行動の一元化を図り組織として取り組む。
- ケ 特別な支援を要する生徒への適切な指導・支援を行い、インクルーシブ教育を推進する。

(4) いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 毎月1回（月末）
- ② 保護者対象学校評価アンケート調査 年2回（7月、12月）
- ③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査年2回（1・2学期）
- ④ Q-Uを活用した生徒の多面的理解（6月、11月）
- ⑤ フォーサイト（手帳）を活用した日常的な生徒理解（毎日）

イ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用
- ② 担任等による教育相談の実施
- ③ 養護教諭による相談活動

相談活動で入手した情報については、情報の共有や今後の対応を検討して対策を講じる。

ウ 職員間の情報共有

朝の打合せ、生徒情報交換会等を通して認知したいじめ事案に関する情報を全職員で常に共有する。

エ いじめ防止のための対策に従事する人材の育成及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上研修を年2回以上行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。事案が発生した場合、保護者と協力して対応する。

(6) いじめに対する措置

ア いじめを発見したり、いじめに係る訴えを受けたりした教職員は、管理職に翌日の朝までに報告する。

イ 校長はすみやかにいじめ・不登校対策委員会を開催し、対応を協議して事実の有無の確認を行う。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら必要な措置を講ずる。

オ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

キ いじめに係る行為の収束（おおよそ3か月）及び被害生徒の心身の回復を注意深く見取る。

（7）重大事態への対処

ア 重大事態とは

下記に示すいじめを受けた児童生徒の状態から判断する。（村上市いじめ防止基本方針より）

- ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合
 - ⑥ 生徒・保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し出があった場合
- ※⑤については、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、学校は設置者と相談の上、判断する場合がある。

イ 対処

重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 事案についての記録は、卒業後、少なくとも5年間保存する。

（8）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見のための取組に関すること。

イ いじめを防止するための取組に関すること。

ウ いじめへの対応に関すること。

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。 	<p>暴行 (刑法第 208 条)</p>	<p>第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 	<p>傷害 (刑法第 204 条)</p>	<p>第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 	<p>強制わいせつ (刑法第 176 条)</p>	<p>第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	<p style="text-align: center;">恐喝 (刑法第 249 条)</p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	<p style="text-align: center;">窃盗 (刑法第 235 条)</p>	<p>第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	<p style="text-align: center;">器物損壊等 (刑法第 261 条)</p>	<p>第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 	<p style="text-align: center;">強要 (刑法第 223 条)</p>	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。</p>

<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>脅迫 (刑法第 222 条)</p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p>自殺関与 (刑法第 202 条)</p>	<p>第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制</p>	<p>第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。 4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。 5 (略) 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に
---	--------------------------------	---

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 (略)</p>